

**第3次直方市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)**

令和7年7月

直方市

■目次

1. はじめに	1
2. 背景	2
(1) 気候変動の影響	2
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	2
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	2
(4) 地球温暖化対策を巡る直方市の動向	5
3. 基本的事項	6
(1) 目的	6
(2) 対象とする範囲・施設	6
(3) 対象とする温室効果ガス	9
(4) 温室効果ガス排出量の算定方法	9
(5) 計画期間	10
(6) 上位計画及び関連計画との位置付け	10
4. 温室効果ガスの排出状況	11
(1) 「温室効果ガス排出量」※2	11
(2) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題	12
5. 温室効果ガスの排出削減目標	13
(1) 目標設定の考え方と算定方法	13
(2) 温室効果ガスの削減目標	14
6. 目標達成に向けた取組	15
(1) 取組の基本方針	15
(2) 具体的な施策と取組内容	15
7. 職員行動指針	18
8. 進捗管理体制と進捗状況の公表	19
(1) 推進体制	19
(2) 点検・評価・見直し体制	21
(3) 進捗状況の公表	21

1. はじめに

2029（令和 11）年度までの本市の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「直方市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定いたしました。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、本市においても、極端な大雨とそれに伴う河川の増水や浸水の被害、最高気温の大幅上昇による熱中症患者の増加など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では 2050 年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。そして、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。また、福岡県においても、福岡県地球温暖化対策実行計画（第 2 次）が策定され、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

本市においては、2022（令和 4）年 2 月に、2050 年 CO₂（二酸化炭素）実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。2024（令和 6）年 3 月に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含んだ直方市環境基本計画を策定し、鋭意取組を進めているところです。

ゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

令和 7 年 7 月

未来のために、わたしたちができること

みんなで推進！

ゼロカーボンシティ



2. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大气、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」が掲げられました。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が

新たに追加され、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2025年2月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。

表 1 地球温暖化対策計画における2030年度及び2040年度の温室効果ガス別その他の区分ごとの目標及びエネルギー起源二酸化炭素の部門別の排出量の目安

(単位：百万 t-CO₂)

	2013年度実績 ¹	2030年度 ² (2013年度比)	2040年度 ³ (2013年度比)
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760 (▲46% ^d)	380 (▲73%)
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	677 (▲45%)	約360~370 (▲70~71%)
産業部門	463	289 (▲38%)	約180~200 (▲57~61%)
業務その他部門	235	115 (▲51%)	約40~50 (▲79~83%)
家庭部門	209	71 (▲66%)	約40~60 (▲71~81%)
運輸部門	224	146 (▲35%)	約40~80 (▲64~82%)
エネルギー転換部門 ^e	106	56 (▲47%)	約10~20 (▲81~91%)
非エネルギー起源二酸化炭素	82.2	70.0 (▲15%)	約59 (▲29%)
メタン (CH ₄)	32.7	29.1 (▲11%)	約25 (▲25%)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	19.9	16.5 (▲17%)	約14 (▲31%)
代替フロン等4ガス ^g	37.2	20.9 (▲44%)	約11 (▲72%)
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	30.3	13.7 (▲54%)	約6.9 (▲77%)
パーフルオロカーボン (PFCs)	3.0	3.8 (+26%)	約1.9 (▲37%)
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	2.3	3.0 (+27%)	約1.5 (▲35%)
三ふっ化窒素 (NF ₃)	1.5	0.4 (▲70%)	約0.2 (▲85%)
温室効果ガス吸収源	—	▲47.7	▲約84 ^f
二国間クレジット制度 (JCM)	—	官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。	官民連携で2040年度までの累積で、2億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。

1 2013年度実績については、2024年4月に気候変動に関する国際連合枠組条約事務局に提出した温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）（2022年度）に従い、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）における数値から一部更新を行っている。これに伴い、2030年度の目標・目安における数値についても、一部所要の更新を行っている。

2 2030年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。

- 3 2040 年度のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、2040 年度エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく 2040 年度の最終エネルギー消費量等を基に算出したもの。
- 4 さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。
- 5 電気熱配分統計誤差を除く。そのため、各部門の実績の合計とエネルギー起源二酸化炭素の排出量は一致しない。
- 6 HFCs、PFCs、SF₆、NF₃の4種類の温室効果ガスについては暦年値。
- 7 2040 年度における吸収量は、地球温暖化対策計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）第 3 章第 2 節 3.（1）に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。

出典：環境省（2025）「地球温暖化対策計画」関連資料 1

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>>

2025 年 2 月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標をこれまでの 2030 年度までに 50%削減（2013 年度比）に加え、2035 年度までに 65%削減、2040 年度までに 79%削減することも目標として新たに掲げられ、その目標達成に向け、引き続き太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

また、「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019 年 9 月時点ではわずか 4 地方公共団体でしたが、2024 年 12 月末時点においては 1,127 地方公共団体と加速度的に増加しています。

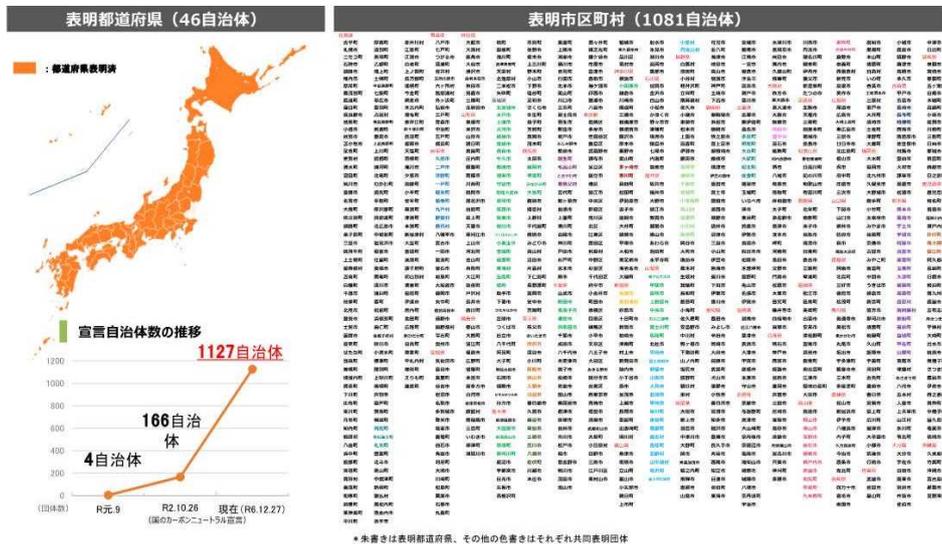


図 1 2050 年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体（2024 年 12 月 27 日時点）

出典：環境省「地方公共団体における 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」

<<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

(4) 地球温暖化対策を巡る直方市の動向

本市では、2004（平成 16）年 3 月の直方市環境基本計画策定、2014（平成 26）年 3 月の第 2 次直方市環境基本計画策定以来、継続して市域及び市の事務事業に伴い発生する温室効果ガスを削減する取組を推進してきました。

2022（令和 4）年 2 月に、2050 年 CO₂（二酸化炭素）実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、同年 4 月には脱炭素先行地域に北九州都市圏域として選定され、公共施設群において PV・EV/蓄電池の低コスト型第 3 者所有モデルを構築するとともに、エネルギーマネジメントによる再エネの有効活用の実現を目指しています。

また、その実現に向けた実行計画として 2024（令和 6）年 3 月に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む第 3 次環境基本計画を策定しました。第 3 次環境基本計画では、2030（令和 12）年度までに本市の温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 46%削減する目標を掲げ、市民・事業者・行政が一体となり取り組みを進めていきます。

3. 基本的事項

(1) 目的

直方市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「直方市事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲・施設

【対象範囲】

本市の全ての事務・事業とします。ただし、外部への委託などエネルギー管理権限を有しない事務事業については、「温室効果ガス総排出量」の算定範囲から除きます。

【対象施設】

公共施設等総合管理計画に記載する施設を対象とします。ただし、公営住宅の住居部分など、エネルギー管理権限を有しない施設は対象から除きます。

※第2次環境保全行動計画で対象外としていた教育委員会部局が所有する施設を、第3次環境保全行動計画では対象とします。これに伴い、温室効果ガス排出量の把握については、「変更を踏まえた温室効果ガス排出量」と、「経年での評価が可能な範囲の温室効果ガスの排出量」の2種類で管理します。

表2 施設一覧

区分	施設の名称	担当部署	備考	
			3次	2次
市民文化系施設	中央公民館	文化・スポーツ推進課	○	○
	集会所等（26箇所）	市民・人権同和対策課	○	○
	直方歳時館、ユメニティのおがた	文化・スポーツ推進課	○	—
社会教育系施設	図書館	文化・スポーツ推進課	○	—
	直方市美術館、直方市美術館別館、美術館収蔵庫、石炭記念館	文化・スポーツ推進課	○	—
スポーツ・レクリエーション系施設	体育館、直方市民球場、市民弓道場、直方市民体育センター、西部運動公園、中泉市民球場	文化・スポーツ推進課	○	—
	福智山ろく花公園、竜王峡キャンプ村、紅葉の森公園、福持池東屋、旧篠原邸	商工観光課	○	○

区分	施設の名称	担当部署	備考	
			3次	2次
産業系施設	直鞍産業振興センター、直鞍産業振興センター別館、多世代交流スペースここっチャ	商工観光課	○	○
学校教育系施設	直方南小学校、直方北小学校、直方西小学校、新入小学校、感田小学校、直方東小学校、植木小学校、下境小学校、中泉小学校、上頓野小学校、福地小学校	教育総務課	○	—
	直方第一中学校、直方第二中学校、直方第三中学校、植木中学校	教育総務課	○	—
子育て支援施設	直方北学童クラブ A、直方北学童クラブ B、直方西学童クラブ、新入学童クラブ A、新入学童クラブ B、植木学童クラブ A、下境学童クラブ B、上頓野学童クラブ AB	こども育成課	○	—
保健・福祉施設	直方市中央隣保館、人権研修センター	市民・人権同和对策課	○	○
	直方市社会福祉協議会事務所	保護・援護課	○	○
	労働会館、旧総合福祉センター	保護・援護課	—	○
行政系施設	直方市役所、直方市役所別館（第一別館）、第二公用駐車場	総務課	○	○
	直方市消防庁舎	消防本部総務課	○	○
公営住宅	各公営住宅	建築管理課	—	—
公園	直方中央公園、植木桜つつみ公園（パークゴルフ場）、リバーサイドパーク、水町遺跡公園、新町北公園、多賀町公園、須崎町公園、知古公園、和田公園、内ヶ磯公園、頓野公園、藤田丸子ども広場、竜ヶ丘公園、安入寺公園 ※トイレ	都市計画課	○	○

区分	施設の名称	担当部署	備考	
			3次	2次
供給処理施設	汚泥再生処理センター	循環社会推進課	○	○
	総合排水処理場、打向浄水場、尾崎浄水場、尾崎水源地、内ヶ磯浄水場、下境ポンプ場	水道施設課	○	○
	感田雨水ポンプ場、下境地区浄化センター、中泉中央住宅汚水処理場、頓野団地汚水処理場、上頓野地区浄化センター	下水道課	○	○
その他の施設	火葬場（天翔館）、納骨堂（15箇所）	市民・人権同和对策課	○	○
	直方駅北自転車等駐車場、直方駅公衆便所、直方駅自由通路（南）	都市計画課	○	○
	清掃工場（可燃物中継所）、不燃物中継所、旧環境業務課	循環社会推進課	○	○
	資源物保管施設	用地課	○	○
	直方市防災倉庫	防災・地域安全課	○	○
	消防団格納庫（16箇所）	消防本部総務課	○	○
	知古芝原揚水機場、居立川ポンプ場、芝原ポンプ場、新町ポンプ場、植木地区水質障害対策事業施設（牟田池ポンプ場）、植木揚水機場、夏峰排水機場、赤地排水機場	土木課	○	○
施設以外等でエネルギーを消費する設備等	川端排水機場、松ヶ瀬排水樋管 ※国・県所有	土木課	○	○
	街路灯など		○	○
	自動車		○	○

※備考欄「○」は対象となる施設、「—」は対象外の施設

※ は閉鎖中の施設

(3) 対象とする温室効果ガス

直方市事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、市の事務事業で排出する温室効果ガスの 99%を占める二酸化炭素 (CO₂)、自動車の走行が主な発生源となるメタン (CH₄) 及び一酸化二窒素 (N₂O) とします。

表 3 対象とする温室効果ガスと活動

温室効果ガス	活動
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料や電気の消費
メタン (CH ₄)	自動車の走行
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行

(4) 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量は、電気や燃料の使用量、自動車の走行距離などの活動量に、単位使用量あたりの各温室効果ガス排出係数を乗じて算定します。排出係数は算定・報告・公表制度サイト（環境省）にて公表されている最新の係数を用いて算定を行うものとします。

なお、既に算定・公表している過年度の「温室効果ガス総排出量」を遡って再算定はしません。

各温室効果ガス排出量 = 活動量（燃料使用量や電気使用量など）
× 排出係数（単位使用量あたり発生する温室効果ガス排出量）
二酸化炭素換算排出量 = 温室効果ガスの種類ごとの排出量 × 地球温暖化係数 ※
温室効果ガス総排出量 = 各温室効果ガスの二酸化炭素換算排出量の合計

※地球温暖化係数：二酸化炭素の温室効果を 1 とした場合のメタンや一酸化二窒素などの温室効果の強さの程度を示す数値

(5) 計画期間

2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までを計画期間とします。なお、技術革新の進展や社会情勢の変化などに適切に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行うものとしてします。

項目	年度									
	2013	...	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	
期間中の事項	基準年度		計画開始				目標年度			
計画期間	→		→					→		

図2 計画期間のイメージ

(6) 上位計画及び関連計画との位置付け

直方市事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）と位置づけ策定します。また、国の地球温暖化対策計画及び直方市総合計画、直方市環境基本計画に即して策定します。

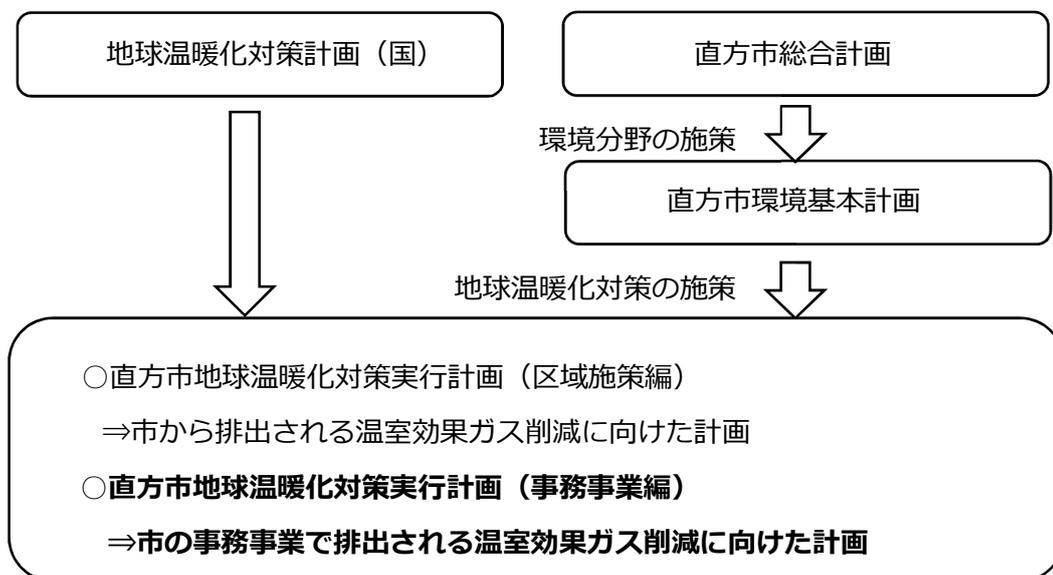


図3 直方市事務事業編の位置付け

4. 温室効果ガスの排出状況

- ※1 経年での評価が可能な範囲の温室効果ガスの排出量（第2次行動計画の対象施設）
- ※2 対象施設の変更を踏まえた温室効果ガス排出量（第3次行動計画の対象施設）

(1) 「温室効果ガス排出量」※2

本市の事務・事業に伴う「温室効果ガス排出量」は、基準年度である2023（令和5）年度において、6,290t-CO₂となっており、その99%が二酸化炭素です。

表4 2023（令和5）年度温室効果ガス排出量（基礎排出係数）

温室効果ガスの種類	固有単位の排出量	地球温暖化係数	二酸化炭素換算の排出量 (Kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	6,288,304 Kg-CO ₂	1	6,288,304
メタン (CH ₄)	4 Kg-CH ₄	28	103
一酸化二窒素 (N ₂ O)	6 Kg-N ₂ O	265	1,563
総排出量			6,289,970

※四捨五入で内訳と合計が合わないことがある

施設別にみると、上水道施設が25%、次いで学校教育系施設16%、市民文化系施設15%となっています。

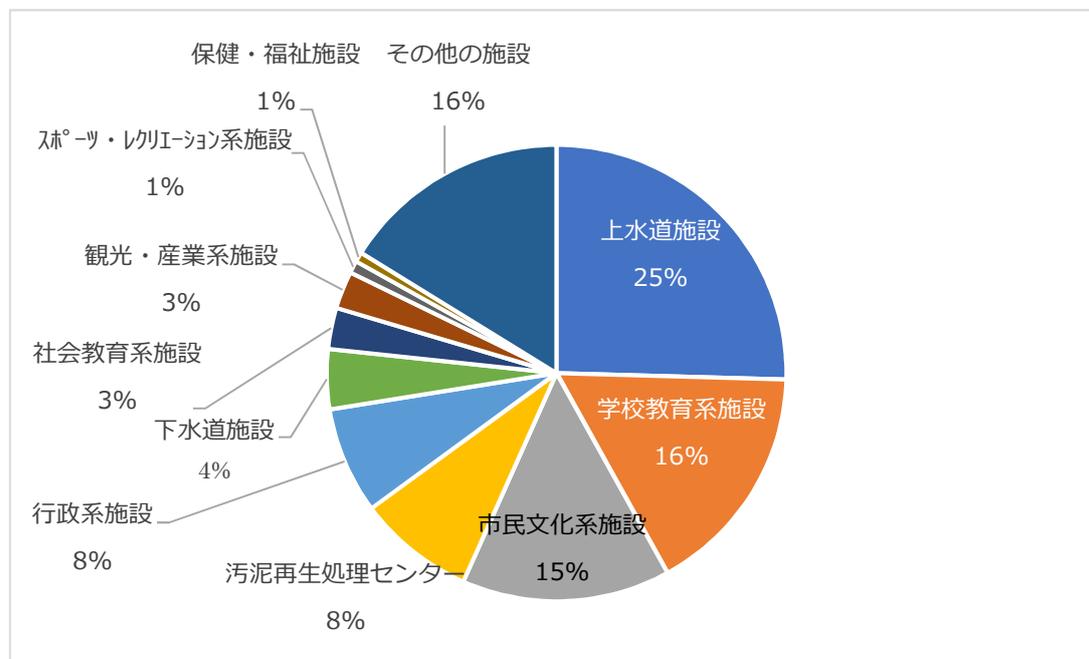


図4 施設別「温室効果ガス総排出量」の割合（2023（令和5）年度）

また、エネルギー種別では、電気が全体の 77%を占め、次いで都市ガス 17%、LPG3%、ガソリン 2%となっています。

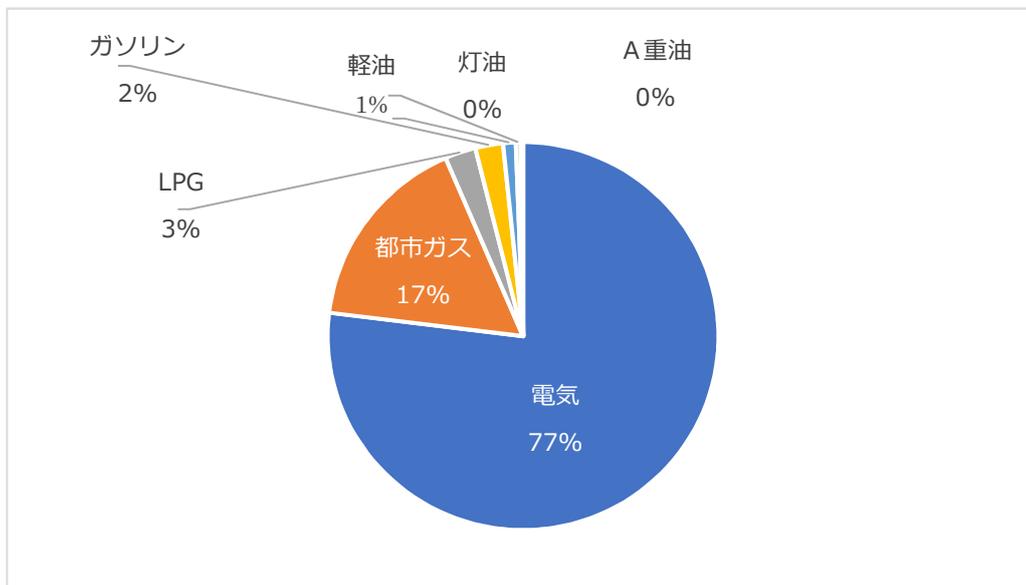


図 5 エネルギー種別「温室効果ガス総排出量」の割合（2023（令和 5）年度）

(2) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

① 公用・公共施設

電気や燃料の利用に伴う CO₂ 排出量を減少させるための継続的な取り組みが必要です。照明を LED 化することで、電力使用量の約 7 割を減少させることができます。また、節電、節水といった取り組みを日常化することが重要です。

② 上水道施設

水源地や浄水場、ポンプ場など、多くの施設を抱える上水道施設においては、電力の使用に伴う CO₂ 排出が全体の 25%を占めています。再生可能エネルギーを活用するなど、CO₂ を排出しないエネルギーを活用することが必要です。

③ 学校施設

小・中学校でのエアコンやパソコンの利用など、新たな電気の需要が発生しており、CO₂ 排出量が増加しています。熱中症対策などのため今後も電気の需要が続くと予想されます。電気の利用に伴う CO₂ 排出量を減少させるための取り組みが必要です。

④ 公用車

公用車の更新に当たっては、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）へ代替することで CO₂ 排出量を減少させることができます。また、利用者へのエコドライブの徹底や公用車の利用頻度を下げるような仕事の進め方にシフトすることも必要です。

5. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方と算定方法

政府実行計画の2030（令和12）年度までの目標である、2013（平成25）年度比50%を超える削減を実現します。

ア. 電気使用に伴う二酸化炭素排出量の算定について

地球温暖化対策推進法の規定により、電気事業者から供給された電気を使用する場合は、国から示される電気事業者ごとの「排出係数」を年間電気使用量に乗じることで、電気使用に伴う二酸化炭素排出量を算出します。

電気使用に伴う二酸化炭素排出量 (kg-CO₂) = 電気使用量 (kWh) × 排出係数 (kg-CO₂/kWh)

イ. 算定に用いる排出係数の年度

排出係数は、毎年12月ごろに前年度実績算定用の排出係数が公表されます。排出量の算定に用いる排出係数については、国が公表する「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（以下、策定マニュアル）において、算定対象年度の実績算定用の排出係数を用いることが最も望ましいとされながら、公表時期によっては、算定対象年度の前年度の排出係数を用いてもよい旨が示されています。速やかに前年度の排出量を公表するため、算定対象年度の前年度の排出係数を用いて排出量を算定します。

ウ. 排出係数の種類

国から示される排出係数には、以下の2種類があります。

①基礎排出係数

基礎排出係数とは、電気事業者が供給した電気の発電に伴い排出された二酸化炭素の量を、当該電気事業者が供給した電力量で除して算出した係数

②調整後排出係数

実際の排出量に固定価格買取制度（FIT）による買取費用や、非化石証書の環境価値等による調整分を反映した係数

策定マニュアルでは、「①基礎排出係数」を使用した総排出量等を算定することが規定されていますが、他方で、一定以上の排出量が見込まれる事業者には「②調整後排出係数」を用いた排出量の算定・報告が義務付けられているところです。

規定に沿って基礎排出係数を用いた二酸化炭素排出量を示し、同排出量をベースに推移や分析、目標の進捗を管理していきます。また併せて、PPAによる太陽光発電設備の導入などの取り組みの成果を正しく評価するために調整後排出係数を用いた二酸化炭素排出量を算定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

事務事業における温室効果ガス排出量を、2029（令和 11）年度までに 2013（平成 25）年度比で 61.0%削減、2023（令和 5）年度比で 52.5%削減を目標とします。

表 5 温室効果ガスの削減目標

項目	国基準年度 2013(平成 25)年度	基準年度 2023(令和 5)年度	目標年度 2029(令和 11)年度
温室効果ガスの排出量 (第 2 次の対象施設※1)	5,690t-CO ₂	4,674t-CO ₂	2,221t-CO₂ (参考値)
温室効果ガスの排出量 (第 3 次の対象施設※2)	未把握	6,290t-CO₂	2,989t-CO₂
削減率 (対 2013)	—	17.9%	61.0%
削減率 (対 2023)	—	—	52.5%

※四捨五入で内訳と合計が合わないことがある

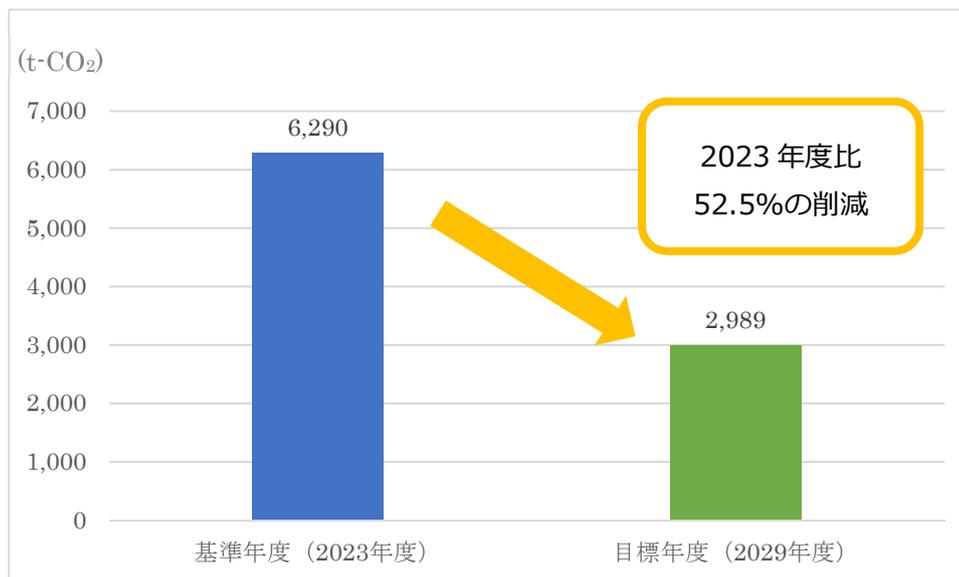


図 6 温室効果ガスの削減目標 ※2（第 3 次行動計画の対象施設）

6. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

国が示す地域脱炭素ロードマップでは、化石燃料由来のエネルギーを減らす「省エネ、電化」と非化石エネルギー「再エネ」の導入拡大の3点を重点施策として取組を進めています。

本市においても今後の5年間で、「省エネ、電化」と「再エネ」の導入を重点的に取り組みます。また、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に引き続き取り組みます。

(2) 具体的な施策と取組内容

政府実行計画では、図7の取組が示されています。本市においては、「太陽光発電の最大限の導入」、「電動車の導入」、「LED照明の導入」「再生可能エネルギー電力調達の推進」を重点的な取組として位置付けます。※施策の詳細は表6(P17)参照

施策	取組内容	担当課
施策1 太陽光発電	設置可能な市保有の建築物（敷地含む）に発電量2.9MW以上の太陽光発電設備を2027年度までに設置する。	環境政策課
施策2 公用車	公用車の更新に合わせ電動車※1の導入を進める。	財政課 各所管課
施策3 LED照明	既存設備を含めた公共施設のLED照明導入割合を2029年度までに100%とする。	各所管課
施策4 再エネ電力調達	2029年度までに市で調達する電力のうち再生可能エネルギー電力※2の割合を60%以上とする。	環境政策課 各所管課

※1 電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

※2 再生可能エネルギー電力：①自家消費による再エネ電力調達、②再エネ電力メニューの購入、③再エネ電力証書の購入の手法により調達した電力

図 7 政府実行計画に盛り込まれた主な措置の内容とその目標

政府実行計画の見直しについて

- 政府実行計画：政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画。（地球温暖化対策推進法第20条）
- 今回、**2035年度に65%削減・2040年度に79%削減（それぞれ2013年度比）の新たな目標を設定し、目標達成に向けて取組を強化。**〔現行計画の2030年度50%削減（2013年度比）の直線的な経路として設定〕
- 毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつフォローアップを行い、着実にPDCAを実施。

再生可能エネルギーの最大限の活用・建築物の建築等に当たっての取組

- 太陽光発電
 - ✓ 2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、**2040年度までに100%設置を目指す。**
 - ✓ **ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。**また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて導入目標を検討する。
 - 建築物の建築
 - ✓ 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、**2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。**また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。
 - ✓ 建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む。）に至るまでの**ライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。**
- ※ ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物

財やサービスの購入・使用に当たっての取組

- 公用車/
LED
 - ✓ 2030年度までにストックで100%の導入を目指す。
※ 電動車は代替不可能なものを除く
- 電力調達
 - ✓ 2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再エネ電力とする。以降、**2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするもの**とし、排出係数の低減に継続的に取り組む。
- GX製品
 - ✓ 市場で選ばれる環境整備のため、**率先調達する。**
※ GX製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの

その他の温室効果ガス排出削減等への配慮

- ✓ 自然冷媒機器の率先導入等、**フロン類の排出抑制に係る取組を強化**
 - ✓ **Scope 3 排出量へ配慮した取組を進め、その排出量の削減に努める。**
 - ✓ 職員に**デコ活アクションの実践**など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。
- ※ Scope 3 排出量：直接排出量（Scope1）、エネルギー起源間接排出量（Scope2）以外のサプライチェーンにおける排出量

表6 市の施策詳細

施策番号1	設置可能な市保有の建築物（敷地含む）に発電量2.9Mw以上の太陽光発電設備を2027年度までに設置します。				担当課	環境政策課/ 各所管課
評価指標				現状(令和5年度)	目標(令和11年度)	
公共施設等に導入した太陽光発電設備の発電量				0.2MW	2.9MW	
年度	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)	
スケジュール						
CO2削減効果 (t-CO2)	728.5	971.3	1,214.1	1,214.1	1,214.1	
予定事業費 (千円)	242,795千円 (全額国補助)	75,000千円 (全額国補助)	75,000千円 (全額国補助)	—	—	

施策番号2	公用車の更新に合わせ電動車の導入を進めます。				担当課	財政課/各所管課
評価指標				現状(令和5年度)	目標(令和11年度)	
公用車のEV台数（代替可能なものがない場合等を除く導入台数）				9台	14台	
年度	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)	
スケジュール						
CO2削減効果 (t-CO2)	0.5	1.0	1.5	2.0	2.5	
予定事業費	—	—	—	—	—	

施策番号3	既存設備を含めた公共施設のLED照明導入割合を2029年度までに100%とします。				担当課	各所管課
評価指標				現状(令和5年度)	目標(令和11年度)	
照明をLED化した施設の割合				14%	100%	
年度	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)	
スケジュール						
CO2削減効果 (t-CO2)	7.6	123.9	318.8	582.9	916.4	
予定事業費	1,062千円	16,198千円	27,143千円	36,778千円	46,453千円	

施策番号4	2029年度までに市で調達する電力の再生可能エネルギー電力の割合を60%以上とします。				担当課	施設所管課/ 環境政策課
評価指標				現状(令和5年度)	目標(令和11年度)	
再生電力の割合				1%	60%	
年度	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)	
スケジュール						
CO2削減効果 (t-CO2)	233.4	466.9	700.3	933.8	1,167.2	
予定事業費 (千円)	—	—	—	—	—	

7. 職員行動指針

温室効果ガスの削減目標を達成するための具体的な取り組みを示します。

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるように運転方法を調整します。
- 自動販売機の照明は消灯します。
- 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 街路灯・防犯灯のLED化を進めます。
- 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- ルーバー・庇、Low-E (Low Emissivity) 複層ガラス窓等、開口部（窓等）の遮蔽・遮熱性能を向上する工夫を行います。

③ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 環境推進責任者（管理職）による職員への意識啓発に取り組みます。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。
- 用紙の節減に取り組みます。
- プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出されるごみの4R※を徹底します。

※4R：3R「リデュース（Reduce：減らす）」、「リユース（Reuse：繰り返し使う）」、「リサイクル（Recycle：再生して使う）」に「リフューズ（Refuse：不要なものやごみになるものを受け取らない、使用しないこと）ごみになるもの自体を発生させないこと」を加えて「4R」

④ 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- 計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。
- テレワークの推進やWeb会議システムの積極的な活用を進めます。
- 通年輕装を実施します。

8. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

直方市事務事業編を推進するために、副市長を委員長とする「直方市環境推進委員会」を設けます。また、各課に「環境推進責任者（管理職員）」を1名配置し、取組を着実に推進します。

① 直方市環境推進委員会

副市長を委員長、上下水道・環境部長を副委員長とし、委員は総合政策部長、市民部長、産業建設部長、教育部長、議会事務局長、消防長の8名で構成します。直方市事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、直方市事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 直方市環境推進委員会事務局

環境政策課長を事務局長とし、環境政策課環境政策係職員で構成します。事務局は、委員会の運営全般を行います。また、各課の実行状況を把握するとともに、委員会に報告します。

③ 環境推進責任者（管理職員）

各課に1名配置します。基本的に、各課の長を責任者とします。各課において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

④ 職員研修の実施

地球温暖化対策の取り組みの理解を深めるため、職員研修を年1回行います。

⑤ アンケートの実施

職員の地球温暖化対策への理解度や日々の行動変容を把握し、次年度の取り組みへとつなげるために、年1回（5月）地球温暖化対策に関するアンケートを実施します。

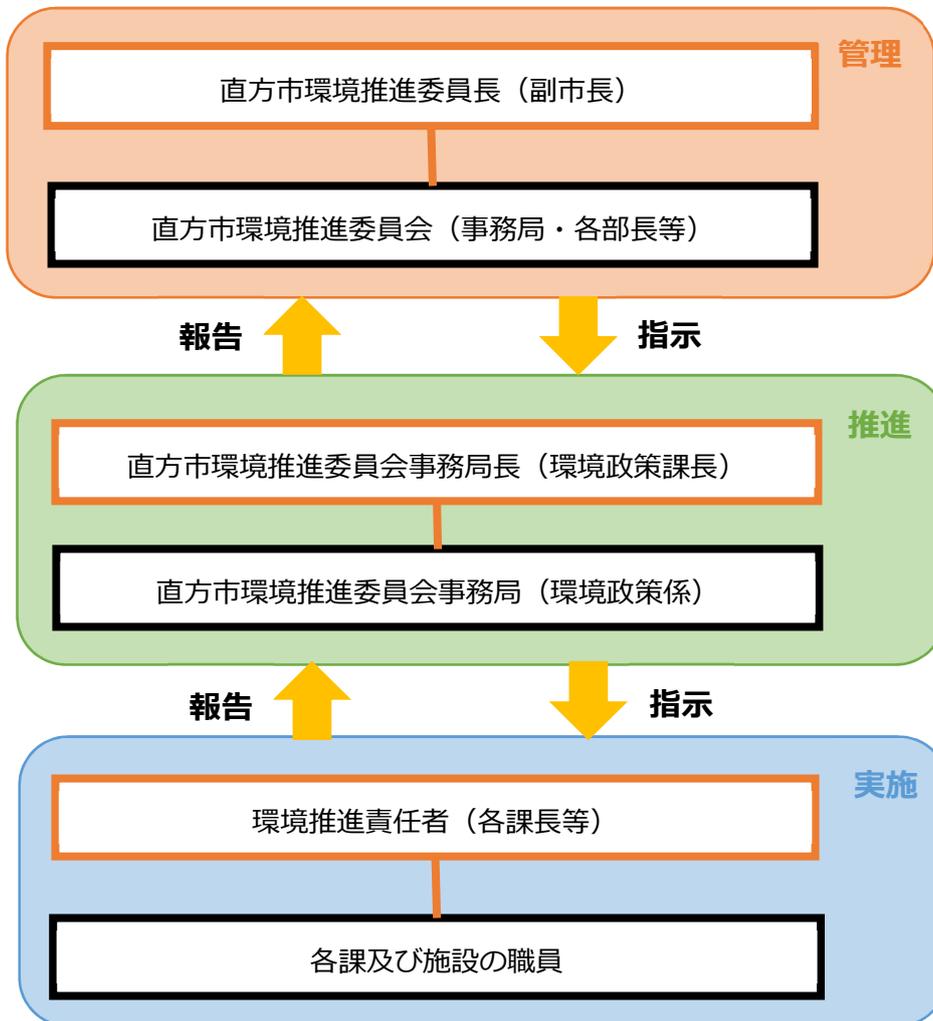


図 8 直方市事務事業編の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

直方市事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年を取組に対するPDCAを繰り返すとともに、直方市事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

直方市事務事業編の進捗状況は、環境推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して環境推進委員会に報告します。環境推進委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度を取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

環境推進委員会は、必要がある場合には、直方市事務事業編の改定を行います。

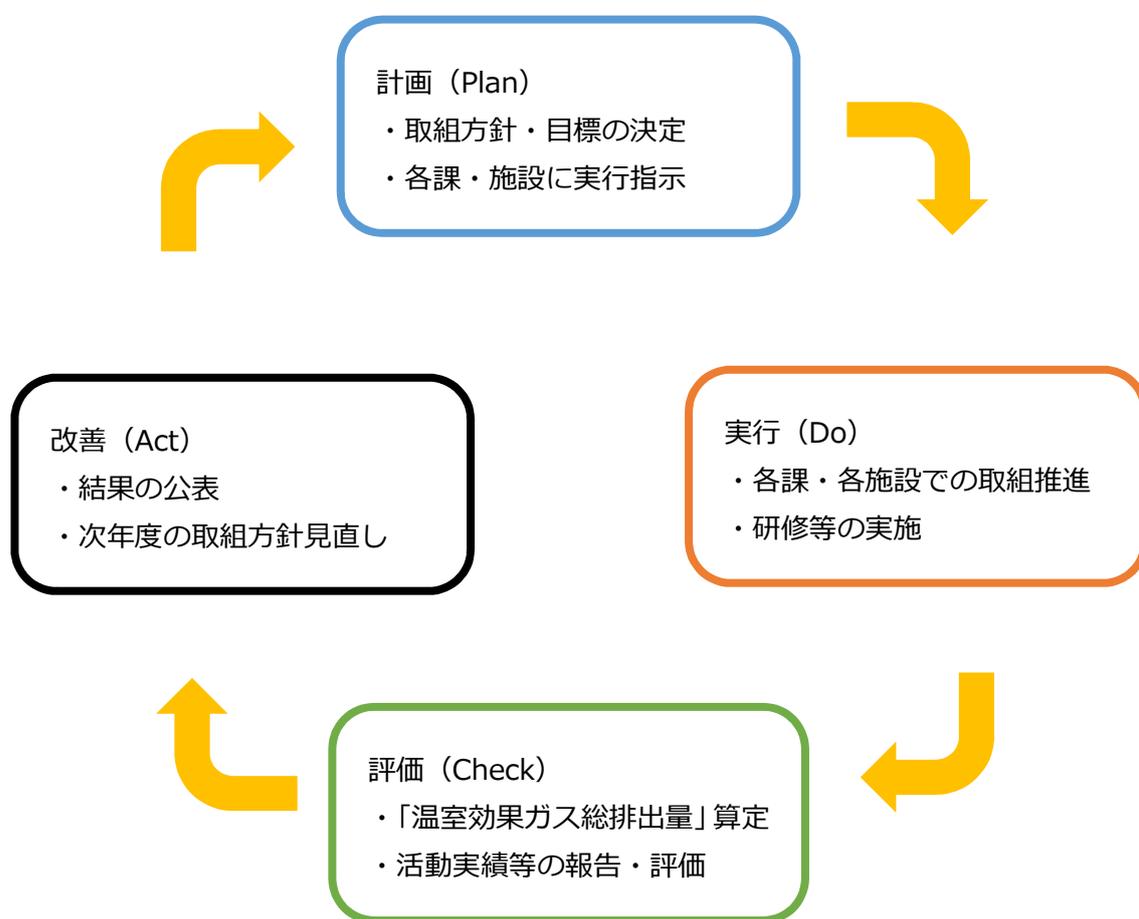


図 9 毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

直方市事務事業編の進捗状況は、直方市のホームページ等で毎年公表します。